

検討会等名称	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（第11回）
開催日時	令和4年8月30日（火曜日）9時30分～11時15分
開催場所	県庁 本庁舎3階 大会議場
出席者	◎蒲原委員長、大川委員、大塚委員（Zoom）、河原委員、小西委員、佐藤委員、富田委員、奈良崎委員、野口委員、林委員、福岡委員（Zoom）
問合せ先	共生推進本部室利用者支援グループ
会議記録	以下のとおり

（事務局：道躰参事監）
 開会のあいさつ
 出欠状況の報告（全員出席）

（蒲原委員長）

3月に、この検討会で報告をまとめた後、久しぶりでございますけれども、またよろしく
 お願いします。冒頭事務局から話がございますけれども、報告書にまとめた内容をおそら
 く着実に、県の側で進められることだと思っておりますけれども、折に触れて、こうした委員会の
 中で、皆さんの声を伺いながら進めていきたいということでございますので、そういう趣旨
 のもとで、今日以降よろしくお願ひしたいと思います。本日の進め方について、これまでと
 同じように皆さんと共有していきたいと思っております。次第に議事が、今日は3つ並んでおりま
 す。それをご覧ください。

最初に、議題の1でございますけれども、「当事者目線の障害福祉推進条例」の制定につい
 てであります。この部分については、事務局からの説明を聴取した後、質疑、意見交換とい
 うことで、この部分全体で約20分程度を予定したいと思っております。

その議論の後、次の議事の2の方に入っていきますけれども、2では、県立障害者支援施設
 の方向性についてということで掲げられております。事務局からは県立施設の今後のありかた
 について、中長期的な観点からの検討の方向性を皆さん方からいろいろ意見を伺いたいとの
 ことですが、実はこの議題は次の議題の3、中井やまゆり園外部調査委員会の進捗状況と
 密接に関係する内容だと思っております。従いまして事務局から、この議事の2と、議事の3につ
 いての説明を一度にお聞きいたしまして、この2つについて一括して皆さん方から意見をい
 ただきたいと考えております。従って全体が大きく2つのパーツに分かれるところでござい
 ます。この議事の2と3については、質問、意見交換を含めて全体で60分程度ということで、
 1が20分。議事の2と3が大体60分と、このくらいの時間配分で進めていきたいと思いた
 しますので、よろしくお願ひします。それでは早速議事に入ります。限られた時間での進行とな
 りますので、ご協力をよろしくお願ひします。それでは議事の1につきまして、事務局からご
 説明をお願ひします。

（事務局：平野利用者支援担当課長）
 [資料1-1、資料1-2に基づき説明]

（蒲原委員長）

ありがとうございました。それではただいま事務局の説明につきまして、委員の皆さん
 方からご質問、ご意見等あれば順次よろしくお願ひをいたします。それでは、河原委員、手
 が挙がりまして河原委員よろしくお願ひします。

(河原委員)

社会福祉法人星谷会の河原です。また、この委員会が再スタートをしたということで、大変うれしく思っております。条例案の説明ありがとうございました。

私の方からは3点のご質問と1点意見ということでお願いしたいと思っております。

まず1点目が資料の1-1の別添3の条例の「わかりやすい版」の作成についてです。これは前回の委員会においても、障がい当事者の方たちがこの条例の難しい部分を分かりやすくというところで、こういったものの作成に至ったのではないかというふうに思っておりますが、若干、この「わかりやすい版」をワーキングチームのスタートに当たってのプロセスのところが、僕らからすると、ちょっと見えにくいところが若干あったということなので、もう少しこのワーキングを進めるにあたってのプロセスのところを、ご説明いただきたいのと、併せてこのワーキングチームがどのくらいのペースで進むのかということ、それと当然ながら当事者の代表の方たちが、このワーキングチームで「わかりやすい版」について、いろいろ練ると思うのですが、当然ながら当事者団体の方とのやりとりも必要ではないかなと思っておりますので、その辺のところを、分かる範囲でお願いいたします。それが1点目になります。

それから2点目が、パブリックコメントの中身にちょっと関連したところ、1-1の3ページのところですね。いろいろなパブリックコメントの意見並びに団体との意見交換の中で条例についていろいろな意見が出ていることは承知しております。このところで、最後のところなのですが、条例の制定が拙速すぎるのではないかと、障がい当事者関係者と十分に時間をかけて進めてほしい。これはかなり、声としては聞いておりますが、どこかの時点でやっぱり条例というものが踏み込んでスタートしないと、その中身の善し悪しというところも分からないのではないかなと感じております。ただ貴重なご意見だということに思っておりますが、これは条例の本体資料の資料1の2の最後のところに、知事はこの条例施行の日から起算して5年経過するごとに、条例の施行状況について検討を加えその結果について必要な措置を講ずるものとなっておりますが、この5年間の期間というものが若干長いような気もします。いろいろ関心を持っていろいろな意見がある中で条例がスタートするので、こういったモニタリングの期間ということ、どのようにちょっと考えてらっしゃるのかなということ。もし、事務局の方でご意見ありましたらお願いいたします。

それから3点目になります。これは条例の素案の概要の別添の2の財政上の措置に関する規定のところ、今、この条例が施行するに向けて、県の方もいろいろな政策を検討されているかと思っておりますが、もし、今日の段階でちょっとこんなことを考えているんだよ、なんていうものがありましたら、お話しできる範囲でお聞かせいただけたらと思います。

最後は意見になります。市町村との意見交換。これは2ページになります。人材の確保等、質の向上は最大の課題であり、県のリーダーシップに大いに期待するところ。これは先般海老名市の障がい福祉の方とも県条例について若干話をしましたところ、この人材育成についての県のリーダーシップというところは非常に期待しているという旨の意見がありました。是非、この条例の制定と同時に、市町村とのやりとりなり県のリーダーシップに期待したいなということでもあります。一応以上であります。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。質問が3点ほどありましたので事務局の方からよろしく申し上げます。

(事務局：平野利用者支援担当課長)

それでは、まず1点目が「わかりやすい版」について、事務局からお答えいたします。「わかりやすい版」のここに至るプロセス等につきましては3月29日の前回の委員会におきまし

でも、そもそも条例が分かりやすい言葉で作成されていれば、分かりやすく、障がい当事者の方も訳さなくて済むといったような意見もございました。それに対して事務局からは、条例を作る際にはどうしても法令で使われる言葉や表現に一定のルールがあるということで、その枠の中で作らないといけない難しさがあるといったようなお話をしたところです。そういった分かりやすい内容のガイド版を作って、多くの方に、条例の内容を理解していただくように進めていきたいといったようなことで、お話をさせていただいたところです。こうした話を受けるとともに、各障がい者の団体の方とも意見交換をしてきた中で、これまで行ってきた約60団体でございますけれども、そういった中で、さっきも説明したとおり、役所の文章が硬いとか、分かりやすい条例にして普及してほしいとか、障がい者ちゃんと条例を読みたいのだと。それから知的障がいだけではなく、聴覚障がい者の方の団体ともお話をしたときに、やっぱり聴覚障がいの方に、仲間に伝えようとしたんだけど、やはり文章が難しく、発信しても読まない、読まずに放置されてしまうといったような意見を受けておりました。こうしたことを踏まえて、特にこの条例につきましては障がい種別関係なく、すべての方に読んでいただいて、ご理解いただきたいというふうに考えております。そういった意味で「わかりやす版」での発信について、具体的に進めてきたというところです。

現在、この委員会のメンバーの、先ほどもお話ししました小西様、富田様、奈良崎様、を含む6人の障がい者の方に、作成のためのワーキングにご参加いただいております。お3方以外にも、身体障がい、精神障がいの方にもご参加いただいているところです。そうした中、条文を一つひとつみんなで確認しながらフリーディスカッションの形で意見を出し合いながら、内容を整理しているといったところです。頻度につきましては、もともと月2回ぐらいであればとは思ったところではあったのですが、せつかく出す以上は、条例の公布と合わせるということも視野に置いて、9月につきましては3回、何とかやろうといったようなことで今、頻度を上げているといったところです。1つ目はこういう形になっております。

2つ目が意見の中で拙速との意見もあるけれど、事務局の見解としてどうかというところですが、この条例制定に向けましては、昨年からスケジュールはお示ししていたところで、それと併せて県議会とも議論を重ねてきたところですので、我々としては、拙速であるというふうには考えていないところです。こうした中、障がい当事者団体の皆様とも意見交換をしていく中では、要は障がい当事者等の意見をしっかりと聞いて、踏まえたものにしていただきたいと、というようなことだと、我々は承知しております。これまで事務レベルで言いますと約60の当事者団体、支援者団体それから県内すべての市町村等と意見交換をしております、幅広く丁寧に多くの方のご意見を伺いながら進めてきたというところです。

それから3点目については予算のことですけれども、来年度の予算要求につきましましては今後財政局と調整をしていくというところでありまして、ちょっと現時点ではまだ具体的な話ができないところがございます。当事者目線の障がい福祉を実現していくためには当然予算の裏付けがなければならぬというふうに考えております。例えば重度障がい者の地域生活移行の支援に向けた取組みだとか、障がい者支援、障がい者の福祉に係る事業の充実、人材の確保、育成、定着に向けてどのような施策が必要かといったことなど、当事者目線の障がい福祉の実現に向けた、必要な施策や取組みといったものを整理して、その実現に向けて、必要に応じて、対応していきたいと考えているところです。事務局からの説明は以上です。

(事務局：橋本福祉子どもみらい局長)

福祉子どもみらい局長橋本でございます。少し補足させていただきますと、2点目のワーキングの選定のプロセスというお話だったかと思うのですが、この委員の方、知的障がい者の方が入っていただいておりますけれども、この条例はすべての障がい、いわゆる3障がいといいますが、すべての障がい者を対象としたものですので、資料記載の身体障がいであ

るとか精神障がいであるとか様々な当事者にも入っていただいて、この議論を進めていきたいということで委員の構成を考えたところでございます。

それから2点目の条例の見直しが5年後どうなのかということで、条例自体は県のルールで、5年ごとに、その条例が時代に即しているかどうかということを見直すという一定のルールがございます。この当事者目線条例が、時代に合っているかどうかということはその計画の見直しであったり、その事業のPDCAサイクルを回すような中で、毎年というか、もっと短いスパンで検討もしていきますが、条例そのものがその実態に合っているかどうかということは他の条例と同じように5年で見直ししていくと、このように考えています。

それから最後の財政的な支援につきましては、今、課長からも説明がありましたけれども、やはりなかなか地域へ出て行くことが、当事者の方が難しいという現状を我々も認識していますので、それに県としてどんな施策を打っていけばいいかということ、知事をはじめ今庁内で、来年の予算に向けて、議論をずっと、喧々諤々やっているといった状況です。以上です。

(蒲原委員長)

是非、この場の意見も踏まえていろいろ検討を進めてほしいと思います。奈良崎委員からペーパーが出ていますので、奈良崎委員よろしくお願ひします。

(奈良崎委員)

すいません。奈良崎です。

一応、今回意見書を出させてもらって、自分が「わかりやすい条例」の委員をやりながら自分で出すというのも嫌なんです、ちょっと気になったことが2点あります。

私は、この条例の作業をしていて、最終的に誰がこの条例の役に立つのか。障がい者本人かもしれないが、実際これは誰が、実際本人が条例ができました、分かりやすいものできました。でも実際、何に役に立つのか全然いま見えてないんです。作業してて。それが1点、質問です。

もう1点が、障害者権利条約がいまちょうど日本が審査が終わって、もうすぐ返ってくるのかなと思うんですが、権利条約の場合は国がちゃんとこう質問して、日本大使館の人が色々答えてくれるんですが、条例の場合は誰がそうチェックじゃないけど、何か注意することを、権利条約は守られているのかなというのが見えてないので、教えてほしいなと思いました。以上です。

(事務局：平野利用者支援担当課長)

事務局からお答えいたします。まず1つ目がこの条例が、誰の役に立つのかといったような話でございますけれども、当然当事者目線の障がい福祉の条例ということでございますので、すべての障がい者のための条例というふうに考えているところでございます。この当事者目線の障がい福祉を進めるときは、条例で定めておりますが、障がい者の自己決定が尊重されること。障がい者が住みたい場所で暮らすことができることなど、基本理念、つまりこれを大事にしていくというふうに考えています。

また差別、虐待をしてはいけないといったところを書いているところです。障がい福祉についての県の会議への参加、それから障がい者が中心となっている活動。例えば、本人活動などを県は応援するといったところを決めているところですので、障がい当事者の皆さんのための条例といったところでお考えいただいてよろしいかと存じます。

2つ目が、条例は誰がチェックするのかといった質問ですけれども、こちらにつきましては、例えば今の障がい福祉計画等につきましては障害者施策審議会といったような、外部の会議体で、チェックしているということです。この条例につきましては、現在どのように

チェックしていくかといったところは、今後の課題として決めていくところですが、
例えばそのような形で、何らかの外の団体等に、ちゃんと確認していただきまして、ここは
駄目です、ここは進んでないよ、もっと進めなさいといったような形でチェックしていただ
きたいというふうに考えております。以上です。

(蒲原委員長)

はい。それでは、佐藤委員よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

委員の佐藤でございます。この種の条例というのは各都道府県でかなり早くから、作られ
ている条例になりまして、私が住んでおります千葉県では日本で最初にこういう条例を作っ
たという経験がございますけれども、その時の経緯から考えますと、今の事務局の説明は
全然間違っていると思うんです。何が間違っているかという、これは障がい者のための条例
であると同時に、全県民のための条例であると。障がい者だけを対象にしたものではないと
いうことですね。全県民がこの種の条例について認識を持ってもらおうということを今後、
条例の条文の中にも、そういうふうにして書いてありますけれども、共生社会ですから。障がい者
だけじゃなくて、すべての県民が、こういう条例があるんだということを認識してもらおうと
いうことを、今後県としても努力を重ねていただきたいと思いますということが1つです。

それとの関係ですが、障害者権利条約が国連で議論されているという話が、今出ましたけ
れども、日本のこの種の関係法令で一番欠けているのは、紛議調整なんですね。どうしても
障がい者と障がい者でない人の間で、いろいろな虐待だ、差別だ、何だかんだという紛議
が出てまいります。その紛議を調整する一線にいらっしゃるのが、多分関係部局ということ
になるかと思えますけれども、その関係部局の職員の方々が、県職の方々が、色々苦労
されるということがこれから出てくると思えますけれども、そのいろいろな紛議調整にあたら
れるときのデータですね。これをきちっと積み重ねていくということが必要だなあというふ
うに思っています。本当はそういった紛議調整機関というものを条文の中にきちっと位置づ
けるといえることが正しいんだろうと思えますけれども、条文の中に位置付けても位置付けなく
ても、紛議に巻き込まれるというか、担当をされる職員さんは必ずいらっしゃいますので、
そこでどんな紛議があったのか。1年間に何件ぐらい相談があったのか。1年間で、どれぐ
らいの調整をしたのかというようなことを、きちっと積み重ねていくということが、この
条例の周知につながっていくと。それは逆に言うと、また改正とか、再検討につながって
いくと。そういう話なのかなあと思っておりますので、これは意見ですので、別に事務局から
の回答は結構ですが、そういう方向で物をお考えいただきたいというふうに思っ
ております。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。非常に大事な指摘だったというふうに思うので、きちんとやら
れると。あと両方とも大事ですけども、関係者がみんなだということは多分条文にはそう書
いてあるんで、そこをきちっとご認識の上、対応すると思えますけれども、何かありますでし
ょうか。

(事務局：川名共生担当局長)

佐藤委員、ありがとうございます。この条例は、まさに佐藤委員のおっしゃられるとおり、
まずは障がい者に対する当事者目線ということですが、当然のことながら、全県民が、この
条例の対象となってきます。まず目的のところ、条例条文としても、障がい者が差別、
虐待を受けることなく、望む暮らしを実現できる。障がい者のみならず、誰もが喜びを実感

できる地域共生社会の実現にする。そのようなことで規定させていただいております。当然これを、全県民に対して、周知啓発を図って、オール神奈川で進めていくということ、条文で示させていただいております。これからこれを進めるための施策ということも、しっかりと考えていかなければいけません、その中では理念の浸透、普及啓発等もしっかりと進めていくという、そういうような方針で進めているところです。

(蒲原委員長)

すみません。「ちょっと待って」という札が奈良崎さんからあがっておりますので、奈良崎委員、よろしく願いいたします。

(奈良崎委員)

「紛議」という説明がよく分からないので、詳しく説明してください。お願いします。

(蒲原委員長)

そこは委員の皆で共有しなきゃいけない。よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

「紛議」という言葉は確かにちょっと、日頃あまり馴染みがないのかもしれませんが、私はその紛議の中でずっと暮らしてる人間なので、全然違和感がなく、すぐ使ってしまうんですけども、要するに「もめごと」ですね。

差別だ、あるいは虐待だというような話になりますと、障がい者の方が声を上げる、あるいは障がい者じゃない人が、いきなり何かこう、苦情を言われて、それで何か困惑するというようなことは当然出てきてですね。そういうものが持ち込まれるのは、相談支援機関であったりするわけですけども、この条例ができた後は、多分県の担当部局、障害サービス課なのか障害福祉課なのか分かりませんが、そういう担当部局の職員さんが、その紛議の調整、もめごとの調整にあたるという役どころにあたるだろうなというふうに思っております。

この条例は、そういうことに県が積極的に関わるよということをしきりと位置付けているわけですし、そういうもめごとというのは、あんまり関わりたくないと思うかもしれませんが、障がい者の世界で、もめごとが起こるといのは問題がそこにあるんだよということを、分からせてくれるというきっかけになるわけで、そういうもめごとに対処される職員さんは、そういう問題の所在というものを、認識する一番第一線にいらっしゃる職員さんということになります。なので、そういう職員さんが何件担当して、何件相談を受けて、どういうふうに対処したのかというデータを残していくということが、これからの神奈川県の障がい者福祉、ひいては共生社会をどういうふうにつくっていくかということについての貴重な財産になっていくんですね。そういうデータをこれから作っていくことが必要ですよと、そういうデータを作っていくというきっかけにこの条例はなるんですよということを先ほど申し上げたわけです。まだ「ちょっと待って」になりますか。

(蒲原委員長)

よろしいでしょうか。確かににもめるところがあるということは、そこに何らかの問題があって、そこへの対応の状況を整理していくことが、次の解決につながると。その意味で、その最初のもめごとのデータがきちっと、この条例の対応の中で集められることが大事だという、大事なご指摘だったというふうに思います。それでは、先ほどちょっと手が挙がったので、林さん、少し短めの形でよろしく。そのあと、すみません、富田さんということ。

(林委員)

鎌倉清和園の林でございます。先ほどのお話の続きなんですけど、資料1-2の素案のところ、2ページの基本理念のところの(2)なんですけれども、先ほどのお話の続きで、この条例は障がい者の当事者のためだけではなく、ここに障がい者に関わる人々も喜びを実感することができることというふうに書いてあるんですけれども、これ私たち支援者のことも含まれてるというふうに感じておりまして、やはり当事者の方たちを支えるために私たち支援者も元気でなければいけないというふうな、一文だと理解している。これがすごくありがたい一文だなというふうに感想を持っております。あともう1点お願いなんですけれども、条例の「わかりやすい版」をいま作成されているということですから、これも当事者のための「わかりやすい版」ではなくて、実は私もこの条例の素案を読んでいて、なかなかこうやっぱり頭に入ってこないんですね。ですので、これを見たときに、イラストや漫画を織りまぜて、直感的に理解できるようにというふうにかかれていたのを見てすごく、私自身も安心しました。ですのでワーキングチームに小西さんと富田さん、奈良崎さん入られてると思いますので、私のためにも「わかりやすい版」を作っていただければと思います。以上になります。

(蒲原委員長)

それでは富田委員よろしく申し上げます。

(富田委員)

ブルースカイクラブの富田です。この話をいただいたときに、ちょっと僕もなんかやりたいと思ったんですよ。このわかりやすい条例の作り方。それで皆さんがあんまり条例のこと知らないと思うんですね。だから、これからもし全部これが完成したら、例えば障がい者以外の方にも、僕は話したいと思います。近所の方とかにも、県にはこういうのありますよってことを。そうすると皆さん広がってくるんじゃないですかね。いろいろ、障がい者以外の方にもこういうのがあるというのを。多分皆さん知らないと思いますよ。いま住んでる方たちに、神奈川県にはこういうのありますよって。なので、これから作るのがすごく楽しみです。障がい者以外の方にも説明したいので。あと施設の方にもよく説明したいんですよ。職員にも知ってほしいのでね。なので、これから作るのがすごくなんか嬉しいですよ。はい。ありがとうございます。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。確かに、条例の中で本人活動とありますけれども、これを受けて、ご本人たちがいろいろな形で主体的にいろいろな形で相談するとか、説明する側に戻ることは、大変貴重なご意見だと思います。

大変恐縮ですが、少し時間の関係もありますので、もしさらなる意見などがございましたら、是非事務局の方に、後程またペーパーか何かで、お伝えいただくということにしてよろしいでしょうか。大変恐縮でございますけれども、本議題につきましてはこれまでということで、いずれにしても条例の策定についてはすごく大事なことでありますので、事務局は、今日の意見を踏まえ、あるいは、元々の検討委員会の趣旨を踏まえて、さらに良いものにするようお願いしたいというふうに思います。それでは次に、議事2と3についてまとめてご説明を受けて、議事を進めていきたいと思っております。まず事務局から説明をよろしく申し上げます。

(事務局：高橋障害サービス課長)

[資料2、3-1、3-2、3-3に基づいて説明]

(蒲原委員長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明を受けまして、議事2と3をまとめて、双方についての意見をいただきたいと。それでは最初に富田委員よろしく願います。

(富田委員)

富田ですけど、何かこの議題の課題のところに書いてあるんですけど、県立施設の現状と課題のところ、2ページです。例えば愛名やまゆり園、津久井やまゆり園と書いてあるのはいいんですけど、従来型の大規模施設である建物の構造面から、当事者目線の支援が困難になっているということを書いてあるんですよ。これはどういうことですかね。みんな書いてあるんですよ。ちょっとこれはね、疑問に思いました、僕は。というのもこの、当事者目線の支援が困難になったということは、やっぱり職員さんがもっと努力しなきゃいけないと思いますよ。もう無理だ、無理だなんて言って、そういう姿勢でやっていると、いつまでたっても変わらないと思います。逆に虐待は減らないと思います。こういうことばかりやったら僕は感じました。

あと、もう1点なんですけど、多分本人さんの中にそういう話す人ってあんまり少ないでしょうね。やまゆり園とかそういう施設は、なので、今度もし機会があれば、藤沢市でやってるんですよ、本人さんが講師となって。職員さんの研修会にいきたいと思います。そうしないことにはなかなか変わらないと思います。こういうことは、いつまでたっても以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。何か、いまの関係で、事務局願います。

(事務局：高橋障害サービス課長)

富田委員のご意見、ごもっともだと思っています。まずはやっぱりこういった施設での利用者支援を改善するというのは、職員の意識というのをしっかり改善しないといけないと考えているのと、今ここで書かせていただいているのは、例えば我々、いま津久井やまゆり園の再整備ということで、1ユニット11人で、それぞれもう個室を用意するような形での、いま住まいの場、施設を用意していると。

一方、旧来型の大規模施設は、定員が100名を超して1ユニットも20人という人数の中でですね。居室も大部屋になっているような状況もございまして。そういった中でなかなか一人ひとりのニーズに応じてお応えするということができない現状があつて、もちろん意識をまずは、職員がそういった中でも意識を高めながら、しっかり当事者目線の支援をしっかりと実践していくっていうことが必要だと考えている。もっとあわせてこういったハード面も改善することで、当事者目線の支援っていうのを実現していきたいと考えております。

(富田委員)

先ほど言ったとおりなんですけど、そういう説明を僕たちできます。職員さんに。できるというか、やってみたいと思います。どうするんですかって。

(事務局：高橋障害サービス課長)

富田委員から、もう1つ研修の講師になってというお話をいただいて、実は今年度から当事者の方に園を見ていただいて、それで率直に、そこで園の生活を感じたことなんかを職員に返していただくというような取り組みをしまして、これから実際には取り組みが始ま

るんですが、そういったところをやっているのも、もしそういったところにご参加いただくということでご協力いただけるのであれば、是非と思っております。

(蒲原委員長)

それでは大塚委員、手が挙がっているということで、よろしゅうございましょうか。

(大塚委員)

委員の大塚です。また皆さんと仕事ができることを、うれしく思っております。県立施設の方向性ということで、論点も挙げていただきましたけども、これとも関係していて、ただちょっと違うのは、すでに4年3月の提言において、県立施設の方向性は入所施設は通過型のサービス提供の重点化し、県立施設は率先して、地域生活移行に取り組むということに書かれております。

これは地域移行、地域生活移行ではなく一般的な地域移行と言っていますが、地域移行にどのように神奈川県が取り組むかということ、考えであるとか、考え方であるとか、あるいはその工程を明らかにする必要があると思っております。それに尽きると。地域移行の全体像と、それから具体的工程を示す必要があると。もうすでに示される必要があるというふうにも思っております。

ある施設のことであれば、例えば、従来ですけども、例えば令和10年度末までに、入所者の3割から4割を地域移行していただく、地域移行を目指す。これはある施設の目標として、国の目標として掲げられたもので実行したということです。このような目標を早急につくって早急に実施する必要があると思っております。そのためにはシステムが必要なので、仕組みが必要なのに県に地域移行推進室、地域移行の司令塔を作る必要があると思っております。

さらに、県立施設地域移行推進協議会、多分施策審議会との関係があるので何ともいえないんですけども、本人の意思決定、家族の不安を和らげる。それから特に民間事業者のところと関係しないと、あるいは、神奈川県各市町村に移行するわけですので、そことの関係を調整するという仕組みをそこで議論する必要があると思っております。さらに地域移行計画をそこで作ると。

それから各県立施設にも地域移行課を作っていて、県と一体的に地域移行に進むと、何年か後には3割4割か。例えばですけど、そういうことを始めなければならないと思っております。予算的な関係においては、地域移行支援コーディネーターを各施設等に複数配置して、実際に行うということとともに、特に民間施設との協力関係が必要だというふうにも思っております。これが論点の1番重要で、これしかないと思っておりますので、早く行わないのは何か理由があるのかどうかよく分かりませんが、私は論点はここしかないと思っております。

さらに、あと1点だけなんですけども、中井やまゆり園の話があって虐待の調査ということでいろいろなものが出てくるということでございます。1つの提案なんですけども、県立施設でさえ、このような実態であると。さらに虐待防止法があって通報義務があったとしても、殆どなされていないということ、考えれば、全県下の施設、あるいはグループホームも含めて、ご本人やご家族やあるいは支援者に虐待があるいは権利侵害があるかという調査を、実態調査を早急に実施すべきだというふうにも思っております。そしてその中から表れてきたものの虐待が疑われるものについては市町村と連携して、早急に介入していくということが必要だと思っております。アンケート調査等が必要なんですけども、非常に膨大なもので、できないということであれば、10月1日から30日までの間に、全ての関係者については、県にそのような虐待及び権利侵害の事案について通報してくれと、あるいは連絡してくれと。そのようなアピールをすることによっても、アンケートは大変だから1ヶ月間、そういう月間にして、あらゆる県下の情報を、集める必要があると思っております。特に条例において権利

(小西委員)

すみません、意見にはならないと思うんだけど、さっき富田さんが言った通とおりに、ピープルファースト横浜では、職員面接をやってるので、対象的にはやっています。逆に今度は質問しています。

契約書を書いて、虐待の契約書を書いて契約を組んでいます。それに対して、もし間違ったら、みんな言えるから、みんなこの人は駄目だよねっていう答えが出てきます。

昨年度の、知事とのディスカッションで私たちの当事者の声を聞いてもらえる場所にとっても嬉しかったってみんな言っています。また作ってください。そういう場の神奈川県をもっと増やしてほしいです。そうすればお互いのことをよく知ります。

次は2の方です。居室施設や身体拘束、不適切な支援、その他の多くの虐待が出て、事案が出てきました。県は一つひとつの事案の背景を調べてもらいたいです。県立施設のモデルとなっているのは、市、今度は区が入ります。市区町村の協力してください。区は、我々の入口です。横浜市は特に区が18区があります。そこからスタートです我々は、民間の施設を引っ張ってもらいたいです。

3は、職員と仲間のいろいろとチャレンジしてください。一緒に成功したり失敗してほしいです。いろいろなことを関わりを通し、一緒に、喜んだり、悔しがったり、悲しがったりしてください。そういうことが大切だと思います。民間施設で暮らす仲間も県立施設で暮らす仲間も僕にとっては同じ大切な仲間です、民間とか県立とか関係ありません。民間と施設とは関係なく、大切な仲間の職員と、本気で関わることです。民間ができるから、できるなら、県立も本気出せばできるでしょうという関係です。すいません。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。県立施設だけじゃなくて幅広く視野を持ってということを中心にご意見があったというふうに思います。それでは河原委員、少し時間の関係を少し短めでよろしくお願いします。それでこれを受けてちょっと事務方で今までの大塚さん、野口さん、小西さんについて少し言えることをまた意見を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

(河原委員)

はい。星谷会の河原です。委員長、今日時間がないのと、それから県立施設の方向性については次も議題、2回目以降も議題で上がる予定ですか。

(蒲原委員長)

それは今後の進め方なのでちょっと具体的な日程までは、これからですけれども。

(河原委員)

もし県立施設のあり方が、2回目以降あるのであれば今日、ちょっと資料を出させていたでいてますけど時間がないので、次回以降のところで、補足をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(蒲原委員長)

それで今日の進め方ですけども、もともと11時目途ではありましたが、若干ですね、すいません。少し、10分か10分プラスアルファぐらいは延長できるので、簡単に河原委員からご発言いただいて、あと残りの委員にもですね、少し今日の段階のご発言いただきたいと思います。というふうに思っています。よろしくお願いします。

(河原委員)

では、次回以降ということで、説明させていただきます。

ちょっとご一読いただければ。前の委員会の時に出した資料で、いろいろな議題の中に入っていたので、今回県立施設ということで資料を出しましたのでご覧になって、次回以降のところでもまた、ご説明する機会がありましたらお願いいたします。

今日、中井の件が割と中心になってるので、中井の件で1件ほどご質問というか、当初の報告書で54件の調査で資料3-3で現在91件ということで増えてますよね。

中井やまゆり園なりにはいろいろ今、園を改革しようということで、ご努力はされてるかと思えます。

これは私の経験です。かつて自分が他の法人で勤めていた時に、入所施設長に行きなさいという人事があってそれはその入所施設が、なかなかその権利侵害が多いところなので立て直してほしいと。それをやるに当たっては相当その人心も一新したり職員の意識改革協力がなくなるとなかなかできないなってのはすごく実感しております。で、調査事案であるとかその中でいろいろなことが出てくるのは、構わないわけなんですけども、今現在中井やまゆり園の職員一人ひとりが、どの程度の意識を持って、改革に臨もうとしているのかというところの、感触だけでもちょっと、同じ障がいのある方を支援する仲間として、その辺の状況がもし分かれば、お聞かせいただけたらというふうに思っています。私の質問は以上です。

(蒲原委員長)

分かりました。それでは佐藤委員から、おそらく今のことにも関連して、ご意見いただいた上で、全体を通じてそのあと今日発言していらっしゃる委員に回します。

(佐藤委員)

佐藤でございます。外部調査委員会を担当しております、外部調査委員会に入ってもらっしゃる方は大川委員も小西委員も入ってもらっしゃるので、事情は分かってらっしゃると思えますけれども、今、中井、中井ということで、中井にフォーカスするというか焦点が当たっていますけれども、旧津久井やまゆりの調査をした時も同じような感想を持っていますけれども、人間扱いをしていないっていう、先ほど野口委員のご意見ございましたが、居室施設が一番典型的ですけども、部屋に閉じ込めているというような取り扱いをしているということは、利用者の方はそこで生活されている方が、閉じ込められているのと同時に、職員も閉じ込められてるんですね。

どういうことかということと社会から排斥をされているわけなんです。何でそういう状況になったのかということの分析が必要なんですけれども、その分析が実はできていないのです。そういう中で、先ほど数字が出ましたけれども、当初20数件から始まった中井の調査が現在91件ということで、増えてくると。91件のそれぞれの個別のケースについて、これが虐待では虐待でないんだという判断はもちろんそれは必要なことですが、なぜそういう事態になってるのかってこれ出方としては非常に異常です。

施設虐待の調査は、もう何件も私、1人だけじゃないですけども、何件もやってきましたけど、こういう出方は異常です。

何でそうなっているのかということなんです、施設の体制も含めて、もう一遍見直さないといけないというふうに思っています、先ほど大塚委員は、10月いっぱいやれというふうにおっしゃいましたけども、率直に言って無理です。そんな短期間で調査が進むというような見通しを私は持っておりません。で加えて県立施設全体が抱えている問題。これ中井だけではありません。職員がどうしてそうなるっていうことの問題があると思うんです。その分析が実はまだできていないというふうに思っています、そこまで踏み込んでやるためにはもっと時間が必要だというふうに思っています。

先ほど事務局の方の課題で何人ぐらいの施設だったらいいんだみたいな、ご質問がございましたけども、施設の利用者の数を減らせばいいという、もちろん減らした方がいいと思いますけれども、減らせばいいという話で我々は議論をしているんじゃないで、なぜ少ない方がいいのかっていうと、その人を見れるからです。

その人を見る姿勢というものが、施設全体になれば、それは10人だろうが5人でも4人であろうが同じことです。

そういう、その人自身を見ていくという姿勢が持てないという施設に何でなってしまったのかということこれから分析しないといけないわけですね、その数の問題ではないです。少ない方がいいと思いますけども。少なればいいというそういう話ではないというふうに私は思っております。

(大塚委員)

1点よろしいですか。

(蒲原委員長)

すいませんそれでは大塚委員、少し簡単、簡潔にお願いいたします。

(大塚委員)

佐藤先生、私1ヶ月でやれっていうのは、県立施設のことではなくって、県立施設でさえこのような状況であるから、県下の民間施設も含めて非常に心配だと。虐待も含めて権利侵害が多くあるのではないかと。そのためには、例えば10月を虐待防止月間として、あらゆるところから、施設内あるいはグループホーム等において、虐待も含めた権利侵害については県に情報をくれと。そういう月間にしよう。そういう意味です。

その調査して、結論を出すなんてそんなこと考えていません。今早急にやるべきことは、同じようなことが、今でも、あらゆる施設において行われているのであれば早急に月間を設けて、あらゆる情報を集めて早急に对应する、その1ヶ月にしようという意味です。以上です。

(蒲原委員長)

はい、分かりました。進め方よりもむしろ、何を目的にどこに目的を置いてやるかという大きな理念みたいなところの関係はおそらくお二方一致しているのだと思えました。

それで大変恐縮でございますけども少し私のちょっとまわし方もありまして、時間内に終わりません。一応11時15分ぐらいまでに、できれば終えたいと思っておりますのでご協力をお願いします。その意味で言うとこの問題について、まだご発言されてない奈良崎さんもペーパーが出ていますので、奈良崎委員、林委員、大川委員にですね、それぞれご意見をいただいた後、少し事務局で答えるという形でいきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは奈良崎委員からよろしいでしょうか。

(奈良崎委員)

はい。すみません奈良崎です。今回いっぱい書いたんですがちょっと私、これは皆さんに紙で軽く読んでもらおうと良いと思っております。それで私今すごい気になったのか、1点あります。

施設の建築が古い建物が、かなり多いじゃないですか。実際の施設の建築って何年チェックとかあるんですか。例えばその辺が、私個人で民間施設にこの指定管理の評価委員会の時にお邪魔した時も、ずーっとこう、建物もそうなんですが何十年っていう建物とかそういう例えば国はこういうふうに施設とか建物をチェックするとかがあればその辺をやった方がいいのかなと。実際、私この前びっくりした三浦しらとり園にお邪魔したときに結構古すぎて、

いつか地震があったり、台風があったら倒れちゃうんじゃないとか、他人の施設なんだけどその辺がすごい心配してて、私が前働いてた老人ホームは、3年に1回はそういう建築の担当の人がきて、自分が建てた建物をチェックするとかその辺をちゃんと考えた方がいいのかなと今思いました。

それでもう1点が一応、今回中井やまゆり園がメインで、多分佐藤さんが横にいますので言いづらんですが佐藤さんと小西さん、大川さんがいらっしゃるんですけど、基本はその虐待した本人さんにちゃんと伝えてほしいなっていうのがもう第一だと私は思うんです。そうしないとずっと多分虐待の中身が分からないと。それが改革できてないのでまずはそこに対してちゃんと本人向けのものを作ってほしいし、例えば今私がカードを神奈川県は作ってくれたからそういう意味で施設でもこう虐待が起こったらこういうものを作ってもらうとカードとかを、例えば音が鳴る機械、例えば私がよく邪魔させてもらっているアメリカなんかは、カリフォルニア州の障害者児童施設通所は、本人さんに音を鳴らそうって言って何かあったら「ビー」とか、「ブー」とか音がどこでもなるような、仕組みをしているのでそういうものを作ってもらうと、何か本人たちがちゃんと気づくちゃんと自分が分かるよねっていう研修も是非やってほしいなっていうのが、以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。それでは続きまして林委員です。林委員の後を大川委員、あと福岡委員もそのあとお願いしたいと思っておりますが、林委員よろしくお願ひします。

(林委員)

林でございます。県立施設のところですけども、三浦しらとり園だけは、知的障がい者と児もある複合施設ということで、是非このところは児童も含めて、一緒に考えていただければというふうに思いました。

あともう1点、中井やまゆり園についてなんですけれども、現在、改善の取組みも開始しているということですので、是非改善して、良い取組みというか、効果があったことなんか、少し聞かせていただければと思ひました。以上になります。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。それでは大川委員、よろしくお願ひします。

(大川委員)

てらん広場の大川です。

そうですね。検証委員会の方の考察で、人扱いしていないという、言葉があるんですけども、そのことについて、私もずっと、どうしてそうなっていくのかっていうのを考え続けています。

実は県立施設の中身っていうのはですね、中井の中身というか、今回調査で91件というのがあるんですけども、本当は、私自身も知ってたんだよなっていうのが正直なところなんですね。おそらく、そのことを、具体的に何があったのかっていうのはね、分からなくても、このような状況であるということは、業界の人間、また、行政の方々もみんな知ってたんだと思ひますね。にもかかわらず踏み込めないでいたっていうのは一体何なのかっていうところをですねまだ、私自身の中で、答えが出せてないんですけども、そのことと、彼らがなぜ入所したのかっていうことですね。この歴史が、中井には残されてない。また、語れる人間がないんですね一人ひとりの歴史をですね。

おそらく推察するに、地域で、暮らすことができなくなってるんですね。本人の課題ですかね、が非常に大きくてですね、関われる人がいなくなっている。

最後、入所施設に入れてるんですけども、地域は、その時に、「助かった」って言うんですよね。本人がいなくなったことで助かったっていう表現を使っています。県立施設に入れて助かった。

そもそもこの表現が大きな間違いなんですよね、本人が幸せになってるなら助かってるんですけども、目の前からいなくなっていくことで助かったという表現を、あらゆる人たちが使ってきました。

その事実について、やはり我々は向き合わなければならないだろうと。で、地域で暮らせない状況が、今度、入所施設の中で起きてるんですね。強度行動障がいに対応できている施設というような、謳い文句をずっと謳ったがゆえに、対応できてるはずっていうね、前提の中で、幸せに暮らしてるって。本当は思っていないのに、思い込めるような状況を作り続けてしまったんですね。で、今中井がやらなければならないのは、自分たちが何を目指して、何をやろうとして、何ができなかったのか。何でできなかったのか。何が難しかったのか。これを、もう正直に話しながら、検証しながら振り返る必要があると思っています。

一人ひとり、今関わっていく中で、やはり市町村も含めて、本人に会いに来ない。本人の可能性っていうのを、もう考えられないんですね。これが人間扱いしていないって、そのことというのは、中井やまゆり園だけが、本人を人間扱いできてないわけではなくて、行政もケースワーカーも相談員も含めてですね、地域全体がそういうような関わり方になっている。

だからこそ、この条例が必要であるというふうに私は考えてはいるんですけども、中井をどうするのかっていうこととあわせてですね。一人ひとりの幸せをどうやって作っていくのか。中井で暮らしてる利用者さんの幸せをどうやって作っていくのかっていう、具体的な話をしていく必要がもうあるかなと思っています。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。

それでは福岡委員、おそらくいろいろとお考えがあると思いますけれど、一言ご意見をいただけますでしょうか。

(福岡委員)

聞くだけで、ちょっと頭と胸がいっぱいになっちゃっていて、話すチャンスを失いました。今日、時間があれば聞きたいと思ったことはありますが、また次回以降。どんな具体的な取り組みをされているか知りたいと思ったのは3つあって、意思決定支援チームが具体的にどういう営みをされているのかとか、支援改善アドバイザーが具体的にどうアプローチされているかということはずごく知りたいです。

あと、地域共生コーディネーターがどういう動きをしているか。こういうのは、全て本当は相談支援とサービス等利用計画とモニタリングの1丁目1番地の取り組みなんだけど、どうそこ関わっているのが分からなくて、そこをよく知りたかったのが一番です。

あと、早く官民協働の県主導の自立支援協議会の活性化とか、相談体制の構築に一日でも早く取り組んでほしいというのが私の願いです。そういう意味では、検討が終わった3月から5ヶ月経っていますが、多分皆さん、大車輪で動かれていると思うんです。それを知りたいというのが一番の興味で、また次回以降、是非教えていただければと思います。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。様々な観点からの意見がありましたので、事務局の方で幾つかいえること、あるいは幾つか事実関係の質問がございましたので、3分ぐらいで発言をお願いします。

(事務局：高橋障害サービス課長)

大塚委員からいただいた地域移行というところは、今回の委員会でも県がどんなふうに考えて、指定管理に出したのかというのを出したいと思っています。また、虐待アンケート等その他いろいろご意見をいただいたことは、しっかり受け止めて、検討させていただきたいと思っています。

あと、奈良崎委員から言われた建物のチェックですが、県の施設として「長寿命化計画」というのがあって、建物として機能するかというのはしっかりチェックをしながら、定期的に計画的に修繕だとか何だというのを、今やっています。ただ、こういった障害者支援施設といった視点での、生活という視点ではなかなかそういったところがないので、三浦しらとり園を見ていただくと、かなり古いような居室といったことが続いている状況でございます。

それ以外、今回いただいたご意見をしっかり受け止めて、検討させていただきたいと思えます。中井の状況については、吉田の方からお答えします。

(事務局：吉田県立障害者施設指導担当課長)

中井に今常駐しています、施設指導担当課長の吉田です。簡単に最近の状況をご報告したいと思います。

特に今は、先ほどお話がありました、一人ひとりの利用者の理解というところを徹底してやることで職員の意識を改革していきたい。そういった取組みをしています。その中で、これまでではどちらかというと、強度行動障がい、自閉症という視点からアセスメントしていて、そういう意味で、人として見ていくところのスタートが切れていなかった。今回は、まずは子どもの頃からの生育歴を振り返って、親御さんとも意見交換しながら、まずご本人の人となりというものをしっかり把握して、そして、一人ひとりの利用者と一緒に人生を歩んでいく、作っていくのが施設の役割なんだというところの意識改革。これをケース会議等を通じて取り組みながら、意識改革に取り組んでいます。

様々、いろいろな取組みをしておりますけれども、また次回以降、詳細のご報告をさせていただきますと思います。以上です。

(蒲原委員長)

佐藤委員、お手が挙げだったので、一言よろしくお願ひします。

(佐藤委員)

時間の関係もありますので、簡単に。佐藤でございます。

中井について言うと、最初に訪れた時に比べれば、今は相当変わってきています。ただ変わってきているのは、外部の目が入っているというところが、多分多いのだろうと思っております。これがちょっと気を抜くと、すぐまた元に戻るだろうというような感想を持っております。おそらく、外部調査委員会の委員の皆さんも同じ感想をお持ちだと思います。

それで今日、将来展望委員会は、年度内はあと1回位を予定しているだけだというふうに聞いておりますけれども、それでどれだけ展望が見通せるのかというのは、ちょっと私としては、甚だよく分からないところあります。

通過型施設ということ、もう盛んに言われるわけですね。これはもう何年も前から、全部どこでもそういうことを言うわけですが、どうやったら通過型施設を作れるのかということについては、誰も語らないという状況が続いています。要するに、社会の中で生きていけるという経験を積んでもらうということをやらないと通過しないです。

だから、その堅牢な建物で、奈良崎さんが「どんな建物ですか」とおっしゃったけど、とても堅牢な建物で、およそ人間が生活するような建物ではないです。社会の中で生きていくと

いう経験を積んでいただくことをやらないと通過はしないんですね。

通過型施設だというふうにスローガンのように言うのはいいのですが、どうやって通過していくのかということ、この将来展望委員会では議論しないといけない。それを、中井や津久井や芹が谷、そういった各県立施設で検討していくということが必要なんだと思っております。

(大川委員)

中井の地域移行を考えたときに、宣言文で「仲間の元に戻る」というようなことを神奈川県は謳っているにもかかわらず、やはりその理解が、県庁、中井やまゆり園の職員が浅すぎる。関われる人がいなくなって入所している中で、関われる人をまた地域で作っていく、相談できる場所を作っていく。それは障がいサービス以外にも含めて作っていくというような理解を、もっとしっかりとやっていただきたい。宣言文、非常にいいものを作っていると思うのですが、その理解と推進をやっていただければ、自ずと中井は変わっていきえると思っております。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。様々なご意見をいただきました。個別の中井のことはきちんとやりながら、だけど、そこからおそらく構造的な問題を抽出して、しっかり対応していくという観点だったと思います。構造的と言いますが、入所そのもののあり方については、入所は県立だけではなく、民間もあるよねと。入所に行くということは、地域の問題があって入所施設に入るのだから、地域があって帰れるのだから、その関係で初めて、これが通過型になるということで、結局、県立施設のあり方を議論しているけれども、実は幅広く、ちゃんと対応することで、あと野口さんがおっしゃったように、もともとの時系列的な、子どもの頃から考えて、結局ここを議論することは幅広く考えるということじゃないのかという意見だったというふうに理解をいたしました。

この委員会は、今日の意見も踏まえて、また改めてということで、引き続き事務局では検討をよろしく願いたいと思います。それでは、時間ぎりぎりになりましたけれども、今日もまた冒頭から黒岩知事にご臨席、かつ時間を延長してご臨席でございました。是非一言感想をお願いいたします。よろしく願います。

(黒岩知事)

今日も熱心なご議論いただきまして、ありがとうございました。前回報告書をいただいて、普通ならば、この委員会は一度閉じるということになるのでしようけれども、いただいた報告書を基にしながら、一生懸命条例制定に向けて、県庁あげて努力しているところであります。それと同時に、「わかりやすい版」というものを、これ多分日本で初めてだと思っておりますけれども、同時に出るような形で準備をしているということでもあります。一度閉じたのかなと思ったら、またやっていただけるとのこと、そして全員がまた参加いただいたということ、本当に心から感謝申し上げたいと思っております。

そんな中で、中井やまゆり園の検証も進んでおりますけど、私自身も驚きましたけど、91件もの虐待という、不適切な支援といったものが浮かび上がってまいりました。それは、よくそれだけ出るような雰囲気になっているということでもあるので、しっかりと見つけ直していかなきゃいけないなと思っております。

今日、皆様のご意見の中で、やっぱり人間として扱われていなかったのではないのかということ。これは要するに、今も統制しているということですね。そして支援者が人間として見ていないのではなくて、私も現場を見てみましたが、支援者は一生懸命やっているつもりであっても、人間としての扱いをしていないという、そういう状況にもなっているとい

う現実もあるだろうと。

そういう話を伺いながら、私の頭の中でぐるっとめぐっていたのが、植松死刑囚がなんて言っていたかと。「最初、障がい者はかわいと思った。でも、人間として扱われていないというのを見て、こいつはいなくてもいいんじゃないかと思いはじめた」という言葉がよみがえってまいりました。

つまり我々は、この条例の制定のぎりぎりのところに来ていますが、条例ができたから、別にゴールに何もたどり着いていなくて、今直ちに動き始めないと、同じことが起きるということを絶対に否定する、我々は自信がない。

最初に、小西さんから、ピープルファーストの皆さんから、津久井やまゆり園事件を絶対に二度と起こさないようにしなさいということをおっしゃいました。今、この分析中の状況だから、客観的に見てみると、まだ絶対に起きないというところまで来ていないということだと思えますね。

ですから、これは本当にスピード感を持って、圧倒的パワーを持って進めていかなきゃいけない。条例というのは、非常に大きな力になると思いますが、条例ができたからといっても、全然人に浸透していなかったら何の意味もないわけですから、それはもう施設の皆さんに浸透することはもちろんのこと、全県民、全国民に対して浸透していくように努力をして、それが本当に形になって見えてくるということ。ここはやっぱり同時に考えて、我々は動き出さなきゃいけないなど、今日強く感じた次第でありました。今日は本当にありがとうございました。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の議事はすべて終了ということになります。進行にご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

(事務局：道躰参事監)

次回の開催につきましては、委員長とご相談の上、各委員の皆さまともよく調整を図りまして、改めてご案内いたします。

閉会のあいさつ